

奈良県居住支援協議会 会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、奈良県居住支援協議会（以下「本会」という。）という。

(目的)

第2条 本会は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づき、高齢者、障害者、子育て世帯、災害被災者その他住宅の確保に特に配慮を要する者（以下「住宅確保要配慮者」という。）の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関し、必要な措置等について協議することにより、奈良県における居住福祉の向上と豊かで住みやすい地域づくりに寄与することを目的とする。

(活動)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の取り組みを行う。

- 一 住宅確保要配慮者又は民間賃貸住宅等の賃貸人に対する情報の提供等に関すること。
- 二 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅等への円滑な入居の促進及び居住の安定方策に関すること。
- 三 その他目的達成のために必要なこと。

(会員)

第4条 本会の会員は、別表のとおりとする。

- 2 新たに会員になろうとするものは、次条において規定する会長に入会を申し込み、会長の承認を得なければならない。
- 3 会員は、退会しようとするときは、その旨を会長に届出なければならない。

第2章 役員

(役員の種類及び選任)

第5条 本会に次の役員を置く。

- 一 会長 1名
- 二 副会長 1名
- 三 監事 1名

- 2 会長は、奈良県県土マネジメント部まちづくり推進局住宅課長の職にあるものをもって充てる。
- 3 副会長は、奈良市都市整備部住宅課長の職にあるものをもって充てる。
- 4 監事は、会員団体の市の中から選任する。

(役員の仕事)

第6条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- 一 会長は、本会を代表し、会務を総括し総会を招集して議長となる。
- 二 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 三 監事は、本会の会計監査の事務を担当する。

(役員の仕事)

第7条 役員の仕事は、2年とする。ただし、補欠の役員の仕事は、前任者の残任期間とする。

- 2 役員は、再任されることができる。

第3章 組織

(総会)

第8条 総会は、毎年1回以上、定期総会を開催するほか、会長が必要と認めた場合又は会員の3分の1以上の請求があった場合には、その都度臨時総会を開催する。

- 2 総会は、次の事項を承認議決する。

- 一 本会の事業計画及び予算に関すること
- 二 本会の事業報告及び決算に関すること
- 三 会則の制定及び改廃に関すること
- 四 専門部会の設置に関すること
- 五 その他本会に関する基本的事項及び重要事項に関すること

- 3 会長は、必要があると認めるときは、会員以外の者の出席を求めることができる。

(定足数等)

第9条 総会は、会員の過半数の出席により成立し、総会の議事は、出席者の過半数によって決する。

- 2 総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又はその権原の行使を他の会員に委任することができる。この場合においては、受任者の特定がないときは会長に委任したものとみなし、前項の規定の適用については、出席した会員とみなす。

(専門部会)

第10条 専門的な課題について協議し、検討するため、専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会の会長は、本会の会長が指名する者とする。
- 3 専門部会の会員は、専門部会の会長が推薦する者をもって会長が指名する。
- 4 専門部会は専門部会長が招集する。
- 5 専門部会長は、必要があると認めるときは、専門部会に部会の構成員以外の者の出席を求めることができる。
- 6 専門部会の会長は、次の事項を本会の会長に報告する。
 - 一 専門部会の事業計画及び予算に関すること。
 - 二 専門部会の事業報告及び決算に関すること。

(事務局)

第11条 本会の事務を処理するため、奈良県県土マネジメント部まちづくり推進局住宅課内に事務局を置く。

第4章 会計

(経費及び負担金)

第12条 本会の経費は、補助金その他の収入をもって充てる。

- 2 会長は、総会の議決を受けた場合は、本会の活動に要する経費について応分の負担を求めることができる。

(会計年度)

第13条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

ただし、初年度においては本会の設立日から翌年の3月31日までとする。

(会計及び資産帳簿の整備)

第14条 本会は、会の収入、支出及び資産を明らかにするため、会計及び資産に関する帳簿を整備する。

2 会員が帳簿の閲覧を請求したときは、正当な理由がない限り、帳簿を閲覧させなければならない。

(監査及び報告)

第15条 監事は、会計年度終了後に会計監査を行い、総会に報告する。

第5章 雑則

(秘密の保持)

第16条 会員は、本会の事業の実施に関して知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。また、知り得た個人情報の漏洩、滅失及び毀損の防止、その他個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(雑則)

第17条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関し、必要な事項は、別途定める。

附 則

この会則は、平成28年3月24日から施行する。

附 則

この会則は、平成29年3月23日から施行する。

附 則

この会則は、平成30年2月22日から施行する。

附 則

この会則は、平成30年10月3日から施行する。

附 則

この会則は、平成30年11月30日から施行する。

附 則

この会則は、令和2年2月12日から施行する。

附 則

この会則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、令和3年5月13日から施行する。

附 則

この会則は、令和3年6月29日から施行する。

附 則

この会則は、令和3年12月8日から施行する。

附 則

この会則は、令和5年8月1日から施行する。

附 則

この会則は、令和5年8月1日から施行する。

附 則

この会則は、令和5年10月23日から施行する。

附 則

この会則は、令和6年4月3日から施行する。

附 則

この会則は、令和6年5月14日から施行する。

附 則

この会則は、令和6年6月20日から施行する。

附 則

この会則は、令和6年12月12日から施行する。

附 則

この会則は、令和7年3月20日から施行する。

附 則

この会則は、令和7年7月30日から施行する。

附 則

この会則は、令和7年7月31日から施行する。

附 則

この会則は、令和7年11月14日から施行する。

附 則

この会則は、令和7年12月5日から施行する。

附 則

この会則は、令和8年4月1日から施行する。